

田園空間整備事業大泉農村公園（仮称）建設工事に係る事業認定理由

- 第1 起業者の名称 山梨県
- 第2 事業の種類 田園空間整備事業大泉農村公園（仮称）建設工事
- 第3 起業地の部分 山梨県北巨摩郡大泉村大字谷戸
- 第4 収用地上地内部分なし
- 第4 使用部分なし
- 第4 事業認定をしない理由
- 平成15年10月21日に山梨県から申請のあった田園空間整備事業大泉農村公園（仮称）（以下「本件事業」といいます。）に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

- 1 土地収用法第20条第1号の要件への適合性
について
本件事業は、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）（以下「農村基本法」）及び食料・農業・農村基本計画（平成12年3月24日閣議決定）（以下「農村基本計画」）とあり、土地収用法第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公園」に関する事業に該当する。このため、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
- 2 土地収用法第20条第2号の要件への適合性
について
本件事業は、田園空間整備事業の一環として、山梨県北巨摩郡大泉村大字谷戸字城上地

このため、本件事業は、土地収用法第20条
第2号の要件を充足すると判断される。適合性
3 土地収用法第20条第3号の要件への適合性
について
(1) 申請事業の施行により得られる公共の利
益について
本件事業は、山梨県北巨摩郡大泉村大字
谷戸字城上地内、農村公園等を整備し、さら
に農村の伝承や文化を継承し、旧家
を移築して、伝統的農具等の展示を行う
ものであり、事業が完了すると、児童が
携業体験の機会を充実に及び、児童が
農業に

す農とと統村存き得認
対と設と伝農保大り
に市施こやのもり
域都るる学り化て
地すす見よ文し
村た進与のに統と
農ま促寄家等伝場
業興きを農験たの
、深村に伝農れ材な本は、
にが農化、たが人と、
もみび性は、い継うと、
とし及活に用受け担こうの
と親流のらを受をるよ共
ると交域さ具て承すの公
れ解の地。機い継与上る
ら理とてる農おび寄以れ
図る村しな的に及くらめ
(2) いて本件事業の施行に
いては、工事期間中の騒音、振動に起因す

る起事も利益(3)合村梨間館泉とる
周業期のよ益代本会の県博の村いこ
辺地間とっは替件、代田物サ歴うと
環の中考て、軽案事山表面館ブ史。と
境周にえ、微と業梨者空基コ民)さ
へ辺周ら本でのは、県並間本ア俗にれ
のに辺れ件あ比較山長に備画設料接い
影は環る事る較山長に備画設料接い
響は環境。業とに梨坂学委にと館する
が家にとの認めい土地改淵者策、置「に
考が与の施めい土地改淵者策、置「に
え少えるにれる。良沢で定田付民お位
らなる影り失われる。事業及びす田間れ料施つ
れい影り失われる。事業及びす田間れ料施つ
るこ響り失われる。事業及びす田間れ料施つ
がとは軽われる。事業及びす田間れ料施つ
、か軽われる。事業及びす田間れ料施つ
本ら微れる。事業及びす田間れ料施つ
件工なれる。事業及びす田間れ料施つ

との緊密な連携がはかまれることは、本件所業が
あるが、民俗資料館との距離は、本土事業が
の事業地より、高差が大いこ経済性的に
整形であること、造成工事総合的に判断して合理的な
大規模な造等から総合的に判断して合理的な
劣ることはいえない。
計画とはいえない。
以上のよう、農村公園建設に必要な土
地の周辺環境及び経済性等を総合的に比較
した結果、本件事業の事業地が最も合理的
である認められる。

(4) 比較衡量

(1)で述べた得られる公共の利益と(2)で
述べた失われる利益を比較衡量した結果、
本件事業の施行により得られる公共の利益
が失われる利益に優越すると認められると

とも、(3)で述べたように、本件事業の起業地は、代替案と比較して最も適切である。と認められる。以上により、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足する。と判断される。土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

(1) 申請事業を早期に施行する必要性
本件事業は、3(1)で述べたように、農業村公園を建設し、農業に関する学習、農業体験の機会充実、都市と農村との交流の促進、農村の振興並びに農村において受け継がれてきた伝統文化の保存及び継承の推進に寄与する。こととを目的とする。事業であり、3(3)で述べたように、田園空間博物館のサブコア施設として位置付けられてい

のであることから、早期に事業を施行する
必要性が高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合
理性

本件事業に係る起業地の範囲は、農村公
園に求められている役割を実現するため
必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、本件事業により恒
久的に設置される施設の用に供される範囲
にとどめられており、起業地の範囲内にお
いて一時的な利用に供されるものは存在せ
ず、使用には馴染まないため、収用の手段
を講じることは、合理的であると認められ
る。

(3) 収用する公益上の必要性

以上にかんがみれば、本件事業は、土地

を収用する公益上の必要がある」と認められ
るため、土地収用法第20条第4号の要件を
充足する」と判断される。

5

1から4までにおいて述べたように、本件
事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足
する」と判断される。

以上の理由により、本件事業について、土
地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定
を収用するものである。

第 5

土地収用法第26条の2第2項の規定による
図面の縦覧場所 山梨県北巨摩郡大泉村役場